

# 清瀬市補助金交付基準

平成30年2月策定

## 1 目的

この基準は、清瀬市が交付する補助金について、その交付を決定する際に統一的な基準を定めることにより、補助金を効果的かつ効率的に運用し、その適正かつ公正な交付を図ることを目的とする。

## 2 定義

この基準における「補助金」とは、市の予算歳出科目では、第19節「負担金、補助及び交付金」のうち、細節「補助金」に区分される経費であり、市が公益上必要であると認める場合において、市以外のものが行う事業等に対して交付する補助金、助成金、利子補給金及びその他の給付金で、相当の反対給付を受けることなく行う金銭的給付をいう。

## 3 交付要件

市が交付する補助金は、次の要件を満たすものでなければならない。

- (1) 補助金は、条例、規則、要綱等により、補助の目的、対象、補助金額の算出方法、補助対象経費等をあらかじめ明確にすること。（補助の明文化）
- (2) 補助金の交付を受けるものが団体の場合は、定款、規約等に定める設立目的、活動内容が補助金の交付の目的と合致していること。また、監査等の体制があり、会計処理が適正であること。
- (3) 市と市民の役割分担において、市が関与・支援すべき事業と認められること。

## 4 補助金の分類

補助金は、その目的別に次のとおり分類する。

- (1) 制度的補助  
国、都等の制度に基づき補助するもの
- (2) 事業費補助  
特定の事業（活動）に対して、その事業の公益性を市が認識し、当該事業を推進・奨励等するために補助するもの
  - ① 施策補助  
本来市が取り組むべき事業について、地域や関係者団体等に事業運営を任せた方が効果的・効率的な場合に、当該事業の運営に係る経費の一部又は全部を補助するもの
  - ② 公益事業補助  
スポーツ振興や文化振興など、個人や団体等が行う公益性の高い事業等に対して補助するもの
  - ③ その他  
上記のいずれにも該当しない事業費補助

(3) 団体運営費補助

極めて公益性の高い事業を行う団体の支援や自立を促す目的で、運営費に対して一定期間補助するもの

(4) 償還補助

団体等が実施する公益的事業の借入金元利償還金に対して補助するもの

## 5 交付期間

補助金の既得権化を防止し、社会情勢の変化に対応した事業内容への見直しを図るため、次のとおり終期を設定する。

- (1) 新たな補助金の交付については、補助期間の終期設定を必須とする。(原則3年を超えないものとする。)
- (2) 市単独での同一団体への補助金交付は、原則としてすべて3年を限度とするが、公益上の必要があれば継続できるものとする。
- (3) 目的が達成された事業や自立が認められる団体、又は事業目的が達成できないと認められる事業や団体への補助については、交付期間が3年を経過する前であっても補助金を終了することとする。
- (4) 国や都等の補助に伴う補助金等については、その補助期間の終了をもって原則終了する。

## 6 交付基準

補助金の交付に関しては、補助金に係る事業、団体活動の計画または実績等に基づき、次の基準により個別に判断し、その交付を決定する。

(1) 公益性	①事業目的や内容が、客観的にみて公益性があること ②長期総合計画の施策や事業の目標達成のために貢献しているものであること、また、市の施策として、事業を積極的に推進すべきものであること ③地域での住民自治や社会福祉の増進について高い必要性が認められるものであること ④教育・文化・芸術・スポーツ等の推進に著しく貢献するもの
(2) 必要性	①国、都、民間等が負担すべきものでなく、市が財政負担することが適切であること ②市民との協働によるまちづくりの推進のため、補助すべき事業(活動)であること ③現在の社会経済情勢において、事業目的や内容が合致しており、市民ニーズが高いものであること ④補助の目的が達成されておらず、支援を継続していく必要があること ⑤民間等に類似した事業がないこと ⑥形式的、習慣的な補助でないこと

(3) 効果性	①費用対効果の観点から、補助目的や金額に見合う効果が認められること、 又は、効果が十分に期待できること ②他の手法でなく補助によることが施策目的の実現のために最適であること
(4) 公平性	①補助金の効果が特定の個人、団体等に偏らず、広く市民に行きわたるものであること ②効果が一定範囲（地域、年代等）に限定されているとしても、必要性が高いものであること ③他の団体や市民との間で公平性が保たれていること
(5) 適正性	①補助金の支出根拠が、条例、規則、要綱等に基づいていること ②補助金額が過度な支出でなく、適正な支出であること ③団体の設立目的や事業内容が、補助の目的と合致していること ④団体の会計処理が適切であり、補助金の使途が明確であること ⑤団体の決算における繰越金（剰余金）が、補助しようとする額から判断し、妥当であること

## 7 補助対象経費の明確化

補助対象経費を明確にし、補助事業の財源内訳として市補助金と団体等の自主財源による区分を行うとともに、各団体等に対し自主財源確保についての努力を促すこととする。

また、補助金は原則として事業目的の達成に向けた事業費を対象に交付されることが適当であり、団体運営費補助についてはその補助対象となる経費の範囲を適切に判断したうえで、事業費補助へ移行できるよう努めるものとする。

## 8 補助対象外経費

次に掲げる経費は補助対象外とする。

対象外項目	説明
人件費	団体運営に係る人件費。 ただし、事業を推進するために必要な人件費は除く。
交際費	団体を代表し、団体利益のために外部団体等との交渉に要する経費。
慶弔費	
飲食費	酒席を伴う飲食費や懇親会の経費。 ただし、会議等における茶菓等のほか、交付目的と飲食費が密接に関わるものを除く。 なお、この場合であっても一定の上限額を設けること。
視察研修費	補助事業と直接関係のない慰労的視察旅費。 ただし、事業の性質上、真に必要なと認められる視察研修は補助対象とすることができる。
積立金	

対象外項目	説明
負担金等	上部組織に支出している会費・負担金は、原則として補助対象としない。ただし、下部組織である分科会等に助成金などの名目で支出している場合は、事業内容を精査の上、補助対象とすることができる。
助成費	別の団体等への助成金や物品などの援助（二重補助）
大会商品費	大会、行事等の賞品・記念品の購入に係る経費。
その他	社会通念上、公金で賄うことがふさわしくない経費。

## 9 補助金額の算定等

補助金額を算定するにあたり、次に掲げる点に留意すること。なお、各補助要綱等に基づき、必要に応じて限度額を設定すること。

また、社会経済情勢や市の財政状況等を勘案し、それぞれの補助率や限度額については常に見直し検討を行うこと。

### (1) 制度的補助

各制度に定める基準によること。

なお、国や都等の制度に伴うものは、合理的な理由がない限り、原則として「上乘せ補助」は行わない。

### (2) 事業費補助

各補助要綱等で定める補助額、補助率又は補助期間によること。

なお、原則として次に掲げる点に留意すること。

①本来市が取り組むべき事業・・・補助対象経費を全額補助する。

②市と団体等が協働で実施すべき事業・・・補助対象経費の2分の1以下の額を上限とする。

③団体等が自ら取り組むべき事業・・・団体負担とし、補助は行わない。

### (3) 団体運営費補助

原則として補助対象経費の2分の1以下の額、又は、あらかじめ定めた限度額以内の額のうち、いずれか低い額とすること。

### (4) 償還補助

各補助要綱等で定める補助額、補助率又は補助期間によること。

## 10 補助金の交付に係る見直し

この基準に基づく補助金の見直しについては、毎年度予算編成時に行い、その適正な交付に努めるとともに、適宜交付基準の見直しを行い、そのときの行財政状況に適したものに改定していくこととする。

また、国や都等の財源を伴うものについて制度改正があった場合には、見直し基準に依らず、その時点で補助金等の存続も含め見直しを行うものとする。

なお、見直しにあたっては、次に掲げる点に留意すること。

### (1) 廃止を検討すべきもの（統合を含む）

①10年以上継続している補助金は補助目的、補助内容、補助効果を精査のうえ、継続

の可否等について判断すること。

- ②少額の補助金の場合、その必要性や有効性を十分検証した上で、廃止について判断すること。
- ③補助対象の事業又は団体の予算に占める補助金の割合が概ね10%以下の場合、自立可能と判断し、原則廃止とすること。
- ④補助の目的や対象などが類似する補助金について、可能な限り廃止を含めて整理・統合すること。

(2) 補助金の余剰金が発生した場合

- ①戻入や申請変更等の手続きをし、次年度への繰り越しが無いようにすること。
- ②担当課において、当該補助金を一定期間中止することも含め補助金額の見直しを行うこと。

(3) 補助根拠等の見直し及び明文化

- ①補助金の額を単価により積算するものは、単価の算出根拠を明確にすること。
- ②補助対象事業、補助額の根拠が明らかでない場合、補助金額や算定方法の見直しを行い、補助根拠の算定方法について説明できるようにすること。
- ③単に事業費の不足を補てんするだけの補助は行わないこと。
- ④補助金額や補助率等が近隣自治体と比較して高い場合は、見直しを行うこと。

## 11 補助金の新設

補助金を新設する場合は、この基準に定める要件に合致した内容であるか十分検証した上で交付を決定すること。

また、その場合、補助金総額の抑制という観点から、スクラップ・アンド・ビルドを原則とし、既存の補助金の廃止、削減について検討すること。